
監査委員公表

監査委員公表第9号

平成26年9月25日付26長監第19号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年12月5日

長崎県監査委員	石橋和正
同	砺山和仁
同	溝口芙美雄
同	高見健

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 溝口 芙美雄 様
長崎県監査委員 高見 健 様

長崎県知事 中村 法道

印

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 26 年 9 月 25 日付 26 長監第 19 号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 監査対象機関 交通局

(1) 指摘事項

ア 過年度未収金について

過年度未収金は前年度末と比較すると 3,899 千円減少しているものの、当年度末で 67,307 千円となっている。

未収金の新たな発生を防止するとともに、引き続き回収に努めること。

特に、過年度未収金の約 6 割を占めるスマートカード積増業務委託に係る未収金については、代表者から誓約書を提出させ、一部返済を受けているものの、他の連帯保証人からの返済がなく、完納までには長期の期間が見込まれるため、今後とも回収に万全を期すこと。

イ 契約事務について

契約事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。

(ア) 見積合わせについて

見積合わせにおいて、施行同いの決裁前に複数者から見積書を徴取し、最低価格の見積書を提出した者を契約の相手方としている事例が認められる。

また、予定価格を上記最低価格と同額としており、予定価格の検討が充分なされていない。

(イ) 契約締結の決裁について

交通局決裁規程によると、契約締結の部長決裁は 1 件の予定価格が 100 万円以内のものに限られているが、100 万円を超える契約についても部長が決裁している。

(2) 講じた措置

ア 過年度未収金につきましては、債務者に対する督促等に努めた結果、平成 26 年 4 月以降、10 月末までに 350,000 円の回収を図りました。引き続き回収を進めていくとともに、新たな未収金を生じさせないよう適正な債権管理に努めてまいります。

スマートカード積増業務委託に係る未収金につきましては、平成 26 年 10 月末の未収金残高は、38,942 千円となっております。

代表者本人の返済に加え、他の連帯保証人からも返済を得るための協議を継続し、回収に万全を期してまいります。

イ 契約事務の適正化を図るため、これまで作成していた「契約事務にかかるチェックリスト」に加え、決裁権者や契約方法など、契約・支払事務の関係規則が金額に応じて確認できるよう、新たに早見表を作成し、全職員へ周知徹底を図ったところであります。今後とも関係規程に則り、適正な事務処理に努めてまいります。

2 監査対象機関 交通局

(1) 意見

ア 経営状況について

交通局を取り巻く経営環境は、少子化等により長期的に乗客数が減少傾向にあり、さらに軽油価格の高止まり、競争の激化などの要因もあり、引き続き厳しい状況下にある。

このような状況のなか、平成 25 年度から平成 29 年度までを期間とした「中期経営計画」を実施しているところである。

計画初年度である当年度においては、高速シャトルバスの増便や貸切事業の強化等による収益の増加よりも、軽油価格の高騰による物件費や人件費の増など費用の増加が上回ったことにより、2 期連続の大幅な赤字となっている。

また、中期経営計画については、経営環境が大きく変化したことから、平成 26 年 3 月に見直しを行い、運行形態の見直しなど経営健全化策を追加し、経営基盤の一層の強化に取り組むこととしている。

当年度の収支不足が発生した要因を分析のうえ、中期経営計画の実効性をより高めるために、追加した経営健全化策の内容を早急に具体化するなど、着実な取り組みを進め、収支改善を図るべきである。

(2) 講じた措置

ア 交通局を取り巻く経営環境は、少子化等に伴う輸送人員の減少や軽油価格が不安定な価格変動を示しているなど、引き続き厳しい状況にあることが見込まれています。

本年 3 月に計画の見直しを行った中期経営計画では、高速シャトルバスの増便の前倒しに加え、さらなる追加増便を行うほか、赤字生活路線に対する関係市からの路線補助金のスキーム見直しについても平成 25 年度から実施するなど、可能な限り前倒しを行っております。

また、新たな経営健全化策として、「乗務員の勤務形態の見直し」や「土日祝日から平日へ重点を置いた長崎市内線の大幅なダイヤ見直し」など、抜本的に運行形態を見直し事業構造の転換を図る他、「高速路線の利用者拡大」、「貸切事業のさらなる強化」、「中古車両購入先の確保による車両更新計画の見直し」などを追加して実施することといたしました。

今後とも地域に必要な生活交通の確保や、長崎県の観光振興を基本として、県民生活の維持・向上に貢献していくことを念頭において、お客様の利便性向上と経営の健全化に努め、事業運営にあたってまいります。

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 溝口 芙美雄 様
長崎県監査委員 高見 健 様

長崎県知事 中村 法道

印

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 26 年 9 月 25 日付 26 長監第 19 号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

- 1 監査対象機関 長崎振興局長崎港湾漁港事務所
 - (1) 指摘事項
 - ア 過年度未収金について
過年度未収金が、当年度末で土地貸付料など 3,383 千円ある。
未収金の新たな発生を防止するとともに、引き続き回収に努めること。
 - (2) 講じた措置
 - ア 過年度未収金については、債務者との接触を図りながら、催告、督促を行い、今後も回収に努めてまいります。
- 2 監査対象機関 長崎振興局長崎港湾漁港事務所
 - (1) 意見
 - ア 経営状況について
当年度の事業収支は、純利益が 667 万円となっており、その結果、累積欠損金は 14 億 1,752 万円となっている。
当年度、純利益が生じた主な要因は、昨年度に比べ土地の売却が進まなかったことによる売却損の減少や土地貸付収益の増加によるものである。
当会計には土地造成に係る借入金等もなく、売却による収益はそのまま当年度の資金増となる。
当会計は平成 32 年度までに閉鎖されることとなっており、過去にそれぞれの土地に投下した資金を回収する観点からも、積極的に土地売却を推進すべきである。
 - イ 土地売却について
当会計における造成土地の売却実績は、平成 13 年度以降毎年度 1～2ha 程度で推移しており、当年度は 0.7ha と低調な状況である。
当年度末で、長期貸付土地を除いた未売却地は 30.3ha で、このうち約 6 割は福田神ノ島地区である。
これら未売却地のうち工業団地については、不動産鑑定評価に基づく販売価格の見直し等を行い売却促進に努めているが、土壌調査等のため神ノ島地区の公募を中止するなど売却が進んでいない。
関係部局等との一層の連携を図りながら、企業がより購入しやすい条件整備を行うなどさらなる売却促進に取り組むべきである。
また、住宅団地マリンヒル三京については、ハウスメーカーとの業務提携等を基本としながら、新聞折込チラシ等により広報を行うなど販売促進に努めており、当年度は販売実績が目標を上回っている。
しかしながら、当年度末で全区画のうち 130 区画（36.2%）が未売却地となっており、平成 32 年度の当会計の閉鎖に向けて、さらなる販売促進に取り組むべきである。

(2) 講じた措置

ア 経営状況について

当会計の経営状況については、土地の原価割れ売却などにより、繰越欠損金を有する状況にあります。

当年度は純利益を計上することができましたが、近年続いた景気低迷の影響により、引き続き土地の販売も低調な状態にあります。

しかし、費用のうち土地売却原価につきましては、平成 19 年度に借入金の全額償還を行った今の状況にあっては預金として内部留保されているため、自己資本構成比率、流動比率ともに極めて良好な状態を維持しております。

一般管理費等、事業費用につきましては費用対効果を十分に考慮したうえで、より効率的な執行に努めるとともに、未売却地の早期売却に努めてまいります。

イ 土地売却について

平成 26 年度の土地の売却状況については、平成 26 年 11 月 20 日現在で、小ヶ倉柳地区で 1 件 (867.73 m²)、福田神ノ島地区で 1 件 (1,587.37 m²)、小江地区で 1 件 (861.54 m²)、三重地区で 14 件 (2,824.81 m²)、沖平地区で 1 件 (1,098.52 m²) となっております。

工業団地の売却については、一括売却を基本としながら、小江地区においては分割分譲を可能とし、面積区分での単価設定を設けております。また、分譲地の場所及び価格等を掲載したチラシを作成し、商工会議所等の関係団体へ情報提供を行っております。

福田神ノ島地区においては、用途地域の見直しの可能性について長崎市と協議を行っており、また、土壌調査等のため分譲を中止しておりますが、再公募につきましては、長崎市との協議結果及び土壌汚染への対応を踏まえ、総合的に判断してまいります。

今後もこのような取組みを行いながら、製造業をはじめとする企業への販売促進に努めてまいります。

住宅団地マリンヒル三京につきましては、ハウスメーカーとの業務提携及び優遇制度の活用ならびに宅地建物取引業者との仲介報酬制度等の販売促進策を基本にしながら売却促進に努めております。

平成 26 年 11 月 20 日現在で今年度の販売実績は 13 区画となっており、早期完売には厳しい状況となっておりますが、これまでの販売実績と比較すると契約件数は増加傾向にありますので、引き続きハウスメーカーとの情報交換やテレビ CM、住宅情報誌等のメディア、ホームページを活用しての広告宣伝等の販売促進策を講じながら、早期完売に努めてまいります。